

## 5. 出願資格

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び平成30年3月卒業見込みの者。
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成30年3月修了見込みの者。
- (3) その他文部科学省令により、上記と同等以上の学力があると認定された者。